

人権デュー・ディリジェンスと 救済メカニズム： 両輪をなす二つの要素

日本企業に向けた手引き



人権デュー・ディリジェンスと 救済メカニズム： 両輪をなす二つの要素

日本企業に向けた手引き¹

The Remedy Projectは、本報告書において、日本企業が人権デュー・ディリジェンスの責任を果たし、責任あるビジネス実務を強化するうえで、効果的な救済メカニズムがどのように役立ちうるかを解説する。

¹ The Remedy Projectは、本報告書の作成にあたっての長谷川竜也氏の無償奉仕による援助に多大な感謝の意を表す。本報告書は、特定の事実または事情に関する法的助言または法律意見と解釈すべきものではない。本報告書は、弁護士と依頼人の関係を構築することを意図しておらず、本報告書を受領してもかかる関係は構成されない。本報告書の内容は、一般的な情報提供のみを目的としており、特定の状況や具体的な法律上の質問については弁護士に相談することをお勧めする。

救済 (Remediation) メカニズムの概要

効果的な救済メカニズムには二つの目的がある。すなわち、労働者が受けた不当な扱いや被害に対し公平かつ効果的な救済を得る機会を提供すると同時に、将来同様の問題が発生するリスクを軽減するために、当該メカニズム運営者がコーポレート・ガバナンスの構造および業務慣行を評価し改善するために必要なデータを継続的に提供することである。このように、効果的な救済メカニズムによって、人権デュー・ディリジェンスの実務をまとめ救済へのアクセスを強化することが可能となる。本報告書では、「救済 (remediation)」という用語を用いて、事業者が救済手段を提供しまたはその利用を促進する責任についてより包括的な概念を表しており、苦情の申立ておよび問題解決を目的とする仕組みを提供することに注力する事業レベルの苦情処理制度とは区別している²。

これまで、事業レベルの苦情処理制度は、株主価値の向上を目的としてリスク管理プロセスにいわば付加的に追加されるものであり、主に会社側が開発して実施するトップ・ダウン方式の制度であった。このような苦情処理制度を設計し運用するうえで、労働者や

影響を受けるコミュニティ、労働組合、市民社会組織といったその他のステークホルダーを広く有意に関与させるといった取り組みは限定的であり、被害者と苦情対象である事業者との間の力関係の不均衡を是正する努力はほぼ見られない。その結果、権利者や影響を受けるステークホルダーが当該制度を通じて十分な救済を得ることが困難になっている。人権デュー・ディリジェンス法が発展し、より厳格化するにつれて、事業者は苦情処理に対する既存のアプローチを再考することが求められる。効果的な救済メカニズムは、ステークホルダーのニーズを念頭に置いて設計・実施され、生き生きとした職場での対話を取り巻くより広範な生態系に組み込まれているものであり、救済手段へのアクセスを提供しつつ、事業者が今後課されるであろう人権デュー・ディリジェンス義務を果たすのに役立つという、二重の役割を果たすことができる。

² 事業レベルの苦情処理制度は、事業活動またはその代表者によって人権に負の影響を受けた個人、グループまたはコミュニティが、これらの影響に関して救済を求めることができる制度と定義されている。Stefan Zagelmeyer, Lara Bianchi, Andrea R. Shemberg. 著「Non-state based non-judicial grievance mechanisms (NSBGM): An exploratory analysis」(2018)リンク: <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/ARP/ManchesterStudy.pdf>



問題を取り巻く現在の状況

2021年に経済産業省と外務省が共同で実施した日本企業を対象としたアンケート調査では、回答企業の約半数が、ビジネス慣行に起因する人権への負の影響の改善に関する指針を確立していないことが判明した³。2021年に外務省が行った主要な日系多国籍企業を対象とした調査でも、効果的な苦情処理制度の導入ははまだ初期段階にあることが明らかになった⁴。

しかし、効果的な救済メカニズムの開発および実施は、人権を尊重し、救済メカニズムを促進する企業責任に不可欠な要素である。ビジネスと人権に関する国際的原則はいずれも、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）、OECD多国籍企業行動指針、国際労働機関（ILO）多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言

UNGPs原則29：「苦情への迅速な対応と直接的な解決を可能とするため、事業者は、負の影響を受ける可能性のある個人およびコミュニティのために、効果的な事業レベルの苦情処理制度を確立し、または参加すべきである。」

に示されているとおり、グローバル・サプライチェーンにおける人権保護における救済メカニズムの重要な役割を強調している。

日本企業は、今こそ救済メカニズムを開発し、強化するべきである。グローバルには、現行または今後制定が見込まれる強制的な人権デュー・ディリジェンス法⁵および現代奴隷開示法⁶により、人権への負の影響を特定、予防、軽減および解決すること、およびその責任を果たすためにどういった対策を講じているかを開示することに関しより積極的かつ厳格なアプローチを求める傾向が明らかとなっている。アジアの事業者は、かかる制定が見込まれる法律の影響を直接的または間接的に受けることとなる。アジアを代表するブランドや輸出業者、サービスプロバイダー等は、人権デュー・ディリジェンスの実施を義務づけられる可能性が高い。これらの法律が直接対

³ 経済産業省・外務省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果（2021年）。リンク：https://www.meti.go.jp/english/press/2021/1130_002.html

⁴ 外務省「ビジネスと人権」に関する取組事例集（2021年）日本語版リンク：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/page23_003537.html

⁵ 例えば、2017年フランス企業注意義務法、2021年ドイツサプライチェーン法、2019年オランダ児童労働デュー・ディリジェンス法、2022年EU企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案などが挙げられる。

⁶ 例えば、2010年カリフォルニア州サプライチェーン透明性法、2015年英国近代奴隷法、2018年オーストラリア連邦近代奴隷法などが挙げられる。

象としない企業についても、顧客がアジアにおけるサプライチェーンについてデュー・ディリジェンスを行う必要があるため、その影響を受ける可能性が高い⁷。こうした新しい状況の中、各企業は、通常の事業の一環として、政策の設計および実施において救済と人権デュー・ディリジェンスの両方に対応することが求められる。

さらに、米国税関国境保護局が、物品の生産過程において強制労働を利用するマレーシア、日本その他の国籍の企業からの輸入を禁止したことにより、関係企業に法的、財政的、およびレピュテーション上の悪影響が及んでいる。これらの会社に対する禁輸措置を解除するために必要とされる是正のレベルは依然として不透明であるものの、効果的な救済メカニズムを整備することは、かかる強制労働疑惑に対処するための一歩を踏み出したことを外部のステークホルダーに示すのに役立つと考えられる。また、金融セクターにおいて、環境・社会・ガバナンス (ESG) ファンドへの資産および投資の急増が引き続き予測されている⁸ほか、銀行業界でも、ESGスコアの高い企業に金利の低い融資を行う革新的な資金調達手段の利用が始まっている⁹。

日本では、ビジネスと人権の原則に関するより包括的な指針を求める国内の機運も高まっている。経済産業省は、2022年7月末までに人権デュー・ディリジェンスに関する指針案 (ただし強制力はない) を導入すべく、特別検討会を設置している¹⁰。

この急速に進化する生態系の中で、日本企業が政府機関に指針を求めるのは当然といえる。経済産業省と外務省が行った調査¹¹では、回答企業のおよそ5分の1が、国からの救済メカニズムの整備お

よび改善の支援を望むと回答している¹²。もっとも、各事業者においても、人権への負の影響を救済するために補完的かつ補足的な措置を講じなければならない。民間セクターが運営する救済メカニズムは、(例えば、裁判所や労働裁判所などを通じた) 国が認める救済方法に代わるものではないが、早い段階で助けを求め解決を図ることを可能とするほか、救済手段への迅速なアクセス、労働者への負担の軽減、国境を越えてアクションを取ることが可能等の利点がある。¹³さらに、国の制度には、外国人が利用することに対する偏見、言葉の壁、物理的にアクセスしづらいといった特有の問題がある。民間ベースの救済メカニズムは、こうした場合に国家システムを補完する重要な手段となる。したがって、利用可能な救済手段の一部として、企業、業界、マルチステークホルダー・イニシアティブ、またはその他の民間ベースのメカニズムを通じて提供される救済の整備が求められる。さらに、国家ベースのシステムを当てにするだけでは、人権を尊重する事業者の責任を果たしたことになる。国家と企業は、様々な救済手段へのアクセス方法を提供するために補完的で相互に連携したシステムを構築すべく協力しなければならない。

以下のセクションでは、救済メカニズムの重要な要素を考察し、かかるメカニズムがどのように日本企業が人権リスクを管理するのに役立ちうるのかを解説する。

¹² 国による救済メカニズムは、国家の支部若しくは機関が運営する場合と、独立機関が法律若しくは憲法に基づいて運営する場合があり、裁判所が管轄する場合もあればそうでない場合もある。例えば、刑事裁判所、民事裁判所、労働審判所、国家人権機関、OECD多国籍企業行動指針に基づく各国連絡窓口、オンブズパーソン事務所、官公庁の苦情処理窓口などがある。UNGP原則25および解説を参照されたい。

¹³ UNGP原則28および解説

⁷ 詳しい情報については、The Remedy Projectの「強制的な人権デュー・ディリジェンス:アジアで活動するサプライヤー向けガイドランス」を参照されたい。

⁸ ブルームバーグによると、ESG資産は2025年までに53兆ドルに達する可能性があり、これは世界全体のAUM (2021年)の3分の1に相当する。リンク: <https://www.bloomberg.com/professional/blog/esg-assets-may-hit-53-trillion-by-2025-a-third-of-global-aum/>

⁹ 例えば、JP Morganの「サプライチェーンのESGソリューション、運転資本最適化の新たな基準に (Supply Chain ESG Solution Sets New Standard for Working capital Optimization)」を参照されたい。リンク: <https://www.jpmorgan.com/content/dam/jpm/treasury-services/documents/jpjun21-020-bridgestone-case-study.pdf>

¹⁰ Nikkei Asiaの「日本で企業に対する人権指針を策定 (Japan to set human rights guidelines for companies)」(2022年) リンク: <https://asia.nikkei.com/Politics/Japan-to-set-human-rights-guidelines-for-companies>; 経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」資料、日本語版リンク: https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/index.html

¹¹ 経済産業省「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査結果」(2021年)。リンク: https://www.meti.go.jp/english/press/2021/1130_002.html

効果的な救済メカニズム

救済メカニズムは、その任務、構造、および運用手順において異なる場合があるが、原則31に規定されているUNGPの有効性基準に合致した方法で設計し、実施すべきと言える。

UNGP原則31有効性基準	
正当性	あらゆるステークホルダーの信頼を得ており、救済プロセスの公正な実施に対する説明責任を果たせるものであること。
アクセス性	あらゆるステークホルダーに対して周知徹底を図り、容易にアクセスできない可能性のある人々に適切な支援を提供すること。
予測可能性	知れたるプロセスについて明確に説明するとともに、各段階の時間枠を示し、利用可能なプロセスの種類および想定される結果ならびに実施状況のモニタリング手段を明示すること。
公平性	救済メカニズムの運営者は、被害当事者が、公平で十分な情報に基づきかつ尊厳ある条件で救済プロセスを利用するために必要な情報源、助言および専門知識に合理的にアクセスできることを確保するよう努めること。
透明性	救済メカニズムの運用者は、問題の当事者が常に進捗状況について最新情報を得られるよう確保しつつ、その有効性に対する信頼を築き争点となる公益を満たすべく、当該メカニズムの実績について十分な情報を提供すること。
権利適合性	救済メカニズムによって得られる成果と救済が、国際的に認められた人権を満たすものであること。

継続的な学習可能性	苦情処理の結果を定期的にレビューすることにより、救済メカニズムの運営者および他のステークホルダーが、将来的な苦情および被害を予防し当該メカニズムの運用を改善するための教訓を得られるようにすること。
ステークホルダーとのかかわり・対話の必要性	ステークホルダーは、救済メカニズムの設計と運用に関与すべきであり、その内容は、苦情に対処し解決するための対話を促進するものであること。

上記の基準から、効果的な救済メカニズムの重要な要素として、以下の内容を導くことができる¹⁴。

- **信頼を築き、ステークホルダーとの対話に有意義に取り組むことの重要性** ステークホルダー（労働者とその代表、労働組合、市民社会など）は、救済メカニズムが各自のニーズと懸念に合致していることを確保すべく、設計段階から関与すべきである。救済プロセスを共同で創出することにより、当該メカニズムの全プロセスを通じてステークホルダーの権利を保護する十分な保障措置が組み込まれていることが確認できる。さらに、共同設計を行うことで、権利者の同メカニズムへのアクセスを困難とする可能性のある、言語、文化、ジェンダーまたは心身障害に基づくその他の要因について、その設計と実施段階において確実に対処することができる。その効果を確保するためには、ステークホルダーがかかるメカニズムの存在を認識し、その権利を保護するうえでメカニズムが果たす役割を理解していなければならない。そのため、メカニズムの設計や社会化・アウトリーチ活動の実施において、ステークホルダー（特に労働者と供給者）との意見交換を行うことは、信頼を得るために不可欠である。キャンペーン・ビルディングおよびアウトリーチ活動は、当該メカニズムと労働者（およびその他のステークホルダー）の権利について周知徹底を図るために、随時段階的に実施すべきである。また、アクセシビリティを高めるためには、このような教育プログラムはジェンダーや文化に配慮したものでなければならない。これによってステークホルダーとの対話と関与が促進され、結果ステークホルダー同士でのメカニズムの正当性を高めることにもつながる。かかるメカニズムが目的とするような人権侵害リスクを実際に経験した人々の意見を求め取り入れようとする開かれた姿勢も非常に重要である。

¹⁴ 効果的な救済メカニズムの実施に関する実務的な提言については、国連国際移民機関CRESTと協力してThe Remedy Projectが作成した「移民労働者苦情の救済に関する事業ガイドライン」を参照されたい。



また、当該メカニズムの利用者に対する報復を許してはならない。利用者の秘密と匿名性を確保するため、メカニズムの設計と運用において報復防止策および保護策を組み込むことが不可欠である。

継続的なモニタリングと評価の価値 かかるメカニズムを通じて処理された問題から得られた教訓は、人権デュー・ディリジェンス・プロセスにおいて活用し、また将来における同様の被害の予防に活用できる。このフィードバックの循環により、企業の人権遵守、コーポレート・ガバナンスの実務、およびより広範なESG方針の強化が可能となる。

当該メカニズムの実施のモニタリングや意思決定プロセスに外部のステークホルダー（労働者、影響を受けるコミュニティ、労働組合、NGOなど）を関与させることにより、建設的な対話の構築、同メカニズムの正当性の向上、より公平なプロセスの創出にもつながる。企業は、自身のビジネス慣行の影響と限界を公表することで透明性を確保し、「知り、見せる」アプローチを体現することによって、結果的に「公表され恥をかく」事態を招くおそれが少なくなる。

結果への注目 長期的には、ステークホルダーの信頼を獲得するために、メカニズムが救済を確保するための対応を行っていることを証明しなければならない¹⁵。最も効果的なメカニズムでは、グローバル・サプライチェーンの関係者全員に救済へのアクセスの改善に全面的にコミットさせるよう、「アメとムチ」の両方の要素（排他的または優先的な調達の実行、購買関係の終了、認定の付与および取消など）を取り入れているようである。

運営者が問題の解決にステークホルダーを関与させるべく積極的な役割を果たすことなく、苦情に関する情報を単に伝達するにとどまっているような、いわば「郵便受け」のような事業レベルの苦情処理制度では、救済メカニズムを強化する役割を果たしているとはいえない。このようなシステムでは、苦情を申し立てることはできても権利者の救済にはつながらず、人権侵害を継続する事業者に変化を促すこともできない。

¹⁵ UNGPが企業に期待する救済にかかる責任の程度は、当該企業が負の影響にどのように関係しているかによるため注意されたい。事業者が人権に負の影響を与え、またはこれに寄与した場合には、自らまたは他の者と協力して、その救済に積極的に従事すべきである。一方、人権への負の影響がその事業活動に直接結び付いている場合、(例えば、影響力を利用して)救済に役買することはあるかもしれないが、救済そのものを行うことは要求されない。

効果的な救済メカニズム:相互に有益な解決策

UNGPは、事業者が人権を尊重する責任として、(1)人権への負の影響を防止するための「前向きな」責任、(2)人権への負の影響が発生した場合にこれに対処するための「後ろ向きな」責任の2種類を定めている¹⁶。効果的な救済メカニズムでは、事業者が人権リスクを早期に発見して監視し、負の影響が発生した場合にはこれを救済する手段を得ることができるため、上記の両責任を果たすことに一役買っている。このように、効果的な救済メカニズムによって、企業のリスク管理と権利者にとっての成果の改善が期待できる。

上記のとおり、人権デュー・ディリジェンス・プロセスは、人権を尊重する事業者の責任の一部であり¹⁷、効果的な救済メカニズムの機能は人権デュー・ディリジェンスの中核的要素の焦点となっている¹⁸。

16 「救済、苦情処理の仕組み、人権尊重に対する企業の責任 (Remediation, Grievance Mechanisms, and the Corporate Responsibility to Respect Human Rights)」(2014年) リンク:https://shiftproject.org/wp-content/uploads/2014/05/Shift_remediationUNGPs_2014.pdf

17 The Remedy Projectの「EUコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する指令案:アジア企業向けガイダンス」に関する報告書では、企業が人権デュー・ディリジェンス制度に備えるため何ができるかについて、より詳しく説明している。

18 UNGP原則17-21および解説。



人権デュー・ディリジェンスの中核的要素

効果的な救済メカニズムとは、事業者が実際に与える人権への影響のみならず潜在的影響をも特定できるシステムである。例えば、事業者に対して提起された苦情の種類と件数から、当該事業者に着しい人権リスクが生じている可能性が伺える。効果的な救済メカニズムの継続的なモニタリングおよび学習機能によって、事業者は、人権リスク管理プロセスを改善し、既存の実務の有効性を追跡することができる。また、救済メカニズムを通じて収集されたデータから、事業者が人権への悪影響にどのように対処しているかについての公開情報を得ることができる。最後に、救済メカニズムによって、事業者は権利者による救済へのアクセスを改善できる。効果的な救済メカニズムを取り入れることと人権デュー・ディリジェンスを実施することは、表裏一体と見なすことができ、また、そうすべきである。

さらに、事業者の観点に立つと、効果的な救済メカニズムは商業的にも利点をもたらす可能性がある:

同様の利点は、責任ある企業行動およびサプライ・チェーン研究会が公表した「対話救済ガイドライン」(2019年)でも指摘されている¹⁹。

さらに、日本の文脈では、効果的な救済メカニズムが、企業の取締役会がその善管注意義務を果たすうえで役立つことも考えられる。効果的な救済メカニズムによって、取締役会は潜在的な不遵守または不正行為を早期に特定し解決を図ることが可能となり、取締役の監督義務の遂行に役立つ可能性もある²⁰。さらに、積極的な救済メカニズムは、企業の内部統制システムの一部とみる余地もあり、その限りでは、取締役の内部統制システムの整備・維持義務を支える可能性がある。したがって、救済メカニズムは、既存の日本のコーポレート・ガバナンス実務を補完する可能性もある。

19 ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク事務局 (BHRロイヤーズ)とグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局 (GCNJ) が主導するマルチ・ステークホルダー・イニシアティブ。

20 特に、日本弁護士会の「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス」(2015年)では、デュー・ディリジェンス制度およびプログラムは、日本会社法上の善管注意義務(第330条)および同法上の注意義務に基づく内部統制システムの整備・維持義務(第348条3項6号、第362条4項6号)と実質的に同義であると指摘されている。

効果的な救済メカニズムがビジネスにもたらす実益

<p>早期かつ積極的な警告システム</p>	<p>効果的な救済メカニズムは、企業が人権リスクを早期に発見し、緩和するのに役立つ。例えば、労働安全衛生の問題について繰り返し苦情があった場合には、安全衛生の基準に体系的な格差があることを示している可能性があるし、賃金未払いに関する請求が何度も行われている場合には、公平で倫理的な採用政策の実施に課題がある兆候かもしれない。</p> <p>事業者は、このメカニズムを通じて収集されたデータを活用し、監査やその他のツールと併せて利用することで、リスク管理を改善することができる。監査に基づくコンプライアンス対策とは異なり、かかるメカニズムを効果的に実施した場合には、一度限りのトップダウン・スナップショットではなく、労働者の視点から現場の状況を動的に把握することによって、状況を継続的にモニタリングすることができる。必要に応じて、かかるモニタリングや評価に労働者を参加させるべきである。</p>
<p>法的リスク、レピュテーションリスク、財務リスク、商業リスク等の積極的な管理</p>	<p>効果的な救済メカニズムを実施することにより、人権リスクを積極的に管理することができる。早期に負の影響を特定し適切な救済策を提供すれば、深刻で長期的な紛争への発展を未然に防ぐことができる。また、事業者は、米国税関国境保護局が課す人権に基づく輸入禁止から生じるリスクなど、貿易や制裁措置に関連するリスクに積極的に対処する手段を得ることができる²¹。</p>
<p>労働条件の改善と労働生産性の向上</p>	<p>工場現場での搾取的慣行の予防策を強化することにより、収益性の改善、労働者の生産性の向上、および従業員の離職率および欠勤率の低下につながる可能性がある²²。</p>
<p>ステークホルダーとのより良い関係の構築</p>	<p>効果的な救済メカニズムは、事業者がステークホルダーの懸念事項に対応する姿勢を示す。これは、労働者、コミュニティ、サプライヤーとの対話の促進と併せて、事業者が買収者や投資家の期待に応えるうえで大きな助けとなり得る。</p> <p>国際的なブランドは、より厳格化する人権デュー・ディリジェンスと現代奴隷制度の開示要件の対象となっている。サプライヤーが人権政策を実施していることを実証でき、(救済メカニズムを通じて収集された) そのような政策が効果的に実施されていることを示すデータを提供できる場合、サプライヤーはこれらのブランドからの注文を得るための競争力を高めることができる。さらに、金融機関が信用供与、融資その他の金融サービスの提供に関して意思決定を行う際には、ESG指標や人権デュー・ディリジェンス・プロセスを考慮するようになってきている。救済メカニズムを通して収集されたデータセットは、こういったESG報告の内容をも左右する。効果的な救済メカニズムを整備していることを実証できる企業は、ESG投資を呼び込んだり、金融機関から有利な条件でサプライチェーン融資を受けることができるかもしれない。</p>

²¹ 欧州議会も、2022年6月9日に、強制労働で作られた製品のEU市場への輸入を禁止するよう求める決議を採択した。

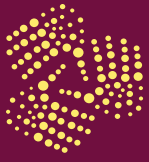
²² 例えば、<https://betterwork.org/portfolio/impact-assessment/>を参照されたい。



日本企業が前進していくために

ビジネスと人権に関する日本企業の機運が高まる中、救済メカニズムと人権デュー・ディリジェンスの関連性と相乗効果を理解することで、急速に進展する状況により適切に対処することに役立つ可能性がある。効果的な救済メカニズムを含む、十分に考え抜かれた的を得た人権政策は、企業と権利者の双方にとって有益であり、あらゆるステークホルダーに持続可能な成果をもたらす可能性が高い。さらに重要なことに、事業者は、権利者やその他のステークホルダーを人権プログラムの設計および実施に関与させるよう努力することによって、新たな規制上の課題や、新型コロナウイルスの大流行や緊急時への備えなど予期せぬ問題に直面しても屈しない強さが得られるのである。

本報告書の詳細、および、救済メカニズムを開発または強化するにあたりThe Remedy Projectが貴社または貴社の事業に対してどのような支援を提供できるかについては、Archana@remedyproject.coまでお問い合わせください。あるいは、[The Remedy Project](#)のウェブサイトまたは[LinkedIn](#)経由でもお問い合わせいただけます。



THE
REMEDY
PROJECT

THE REMEDY PROJECT

contact@remedyproject.co

www.remedyproject.co

[linkedin.com/company/theremedyproject/](https://www.linkedin.com/company/theremedyproject/)